

山梨県公報

号外第五十三号

平成二十九年

十月十九日

木 曜 日

目 次

選挙管理委員会

- 条例の制定若しくは改廃の請求又は監査の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数……………一
- 県議会の解散の請求又は知事等若しくは県の選挙管理委員会等の委員の解職の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数……………一
- 県議会の議員の解職の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数……………一
- 政治団体の名称等の届出……………二

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会告示第五十四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数は、次のとおりである。

平成二十九年十月十九日

山梨県選挙管理委員会

委員 長 中 込 ま さ 彥

一四、〇四七

山梨県選挙管理委員会告示第五十五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条第二項の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

平成二十九年十月十九日

山梨県選挙管理委員会

委員 長 中 込 ま さ 彥

一八三、七二五

山梨県選挙管理委員会告示第五十六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第八十条第一項の規定による山梨県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

平成二十九年十月十九日

山梨県選挙管理委員会

委員 長 中 込 ま さ 彥

選挙区名

三分の一の数

西八代郡

四、六三九

南巨摩郡

一〇、九〇三

中巨摩郡

五、一〇五

南都留郡

一一、八三一

甲府市

五二、五〇六

富士吉田市

一三、九五九

都留市・西桂町

九、九一七

山梨市

一〇、〇七五

大月市

七、四二三

韮崎市

八、四四二

南アルプス市

一九、七五一

北杜市

一三、七五三

甲斐市

二〇、四六一

笛吹市

一九、五四一

上野原市・北都留郡

七、三七四

甲州市

九、二四四

中央市

八、一九七

山梨県選挙管理委員会告示第五十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項、第七条及び第十七条第一項の規定による届出が次のとおりあった。

平成二十九年十月十九日

山梨県選挙管理委員会

委員長 中 込 ま さ ぶ

政治資金規正法第六条第一項第一号による届出 政治団体設立届
その他の政治団体

名 称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	設立年月日	届出年月日
公明党をサポートする会	中山 善雄	井川 泰雄	甲府市上石田一―一三―二二	平成二十九年九月二十日	平成二十九年九月二十日
飯島たけし後援会	増田 英仁	村松 誠一	甲州市塩山上井尻六五八	平成二十九年九月二十三日	平成二十九年九月二十五日
山梨県本田あきこ後援会	内藤 貴夫	久津間 千秋	甲府市富士見一―二―四	平成二十九年十月一日	平成二十九年十月二日

政治資金規正法第七条による届出 届出事項の異動届

区 分	名 称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	異動年月日	届出年月日
旧	広瀬あきひろ後援会	廣瀬 靖臣 雨宮 正康	古屋 源一 楠 智昭		平成二十九年九月七日	平成二十九年九月十三日
新	相沢としゆき後援会「人にやさしい、活力ある甲州市を創る会」（チーム相沢）		丸山 桂 池田 二郎		平成二十九年九月一日	平成二十九年九月二十一日
旧	幸福実現党山梨県本部	宮松 宏至 桜田 勉		甲府市国母二―三―四四 甲府市朝日五―一三―一七 甲府市国母二―三―四四 甲府市朝日五―一三―一七	平成二十九年九月二十二日	平成二十九年九月二十六日
新	幸福実現党山梨中央後援会			甲府市朝日五―一三―一七	平成二十九年九月二十二日	平成二十九年九月二十六日
旧	自由民主党中富支部	深沢 柳太郎 斉藤 正利	望月 広喜 笠井 栄	南巨摩郡身延町手打沢一四〇三 南巨摩郡身延町飯富一七四一	平成二十九年九月十六日	平成二十九年九月二十七日

新	自由民主党竜王支部	野口英夫	甲斐市西八幡四四〇―一二	平成二十九年九月十五日	平成二十九年九月二十七日
旧		坂本一之	甲斐市富竹新田四五五		

政治資金規正法第十七条第一項による届出 政治団体解散届

名 称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日	届出年月日
東明会	坂本初男	佐野和朗	甲府市丸の内三―九―七	平成二十九年八月三十一日	平成二十九年九月十一日
興石東の会	興石 東	深沢正臣	甲府市丸の内三―九―七	平成二十九年八月三十一日	平成二十九年九月十一日

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番